

## 愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 愛知県及び別表1に掲げる市町村（以下「参加市町村」という。）が共同して実施する移住支援事業及びマッチング支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

### (事業の実施)

第2 愛知県が策定した「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び参加市町村が策定した「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）に基づき、愛知県外からの移住・定住の促進及び県内中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と参加市町村が共同して、移住支援事業及びマッチング支援事業を実施する。

### (地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業及びマッチング支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、愛知県と参加市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、参加市町村の協力を得て、愛知県が代表して行うものとする。

### (各事業の概要)

第4 移住支援事業及びマッチング支援事業の概要は、以下のとおりとする。

#### 1 移住支援事業

マッチング支援事業及び愛知県が別に実施する「あいちスタートアップ創業支援事業」（以下「創業支援事業」という。）と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、愛知県と居住地の参加市町村が協働して移住支援金を支給する。

#### 2 マッチング支援事業

愛知県は、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）を開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、参加市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等の求人広告をマッチングサイトへ掲載するほか、当該中小企業等に対して求人広告の作成を支援する。

### (移住支援事業及びマッチング支援事業)

第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

#### 1 移住支援事業

愛知県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、参加市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、参加市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給等に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給対象

参加市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②又は③の要件を満たす就職又は起業をした者からの申請に基づき、移住支援金を支給するものとする。なお、(2) ⑤に定める世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、④の要件を満たす申請者に移住支援金を支給するものとする。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の全てに該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 参加市町村に転入したこと。
- b 平成31(2019)年4月1日以降に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の参加市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号。以下「条例」という。)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他愛知県又は申請者の居住する参加市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。ただし、①(イ)aの転入先が別表2に掲げる市町の場合は勤務地(就業場所)も転入先と同じ市町に所在すること。

- (イ) 転入日時時点で満 50 歳以下であること。
  - (ウ) 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
  - (エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - (オ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人又は愛知県以外の都道府県が移住支援金対象としている法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
  - (カ) 求人への応募日が、マッチングサイトに(ウ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
  - (キ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ③ 起業に関する要件  
創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を受けていること。
- ④ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）  
次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成 31(2019)年4月1日以後に転入したこと。
  - (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
  - (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 申請・支給の決定・支給等
- ① 申請
- 移住支援金の支給を希望する者は、愛知県移住支援金支給申請書(様式1)、本人確認書類及び(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類に加え、移住就業者は就業先の就業証明書(様式2)を、次の(ア)又は(イ)のいずれかに規定する期間内に転入先の参加市町村(以下「転入先市町村」という。)に提出するものとする。
- (ア) 移住就業者
    - (1)②の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、(1)②(オ)に規定する法人に連続して3か月以上在職していること。
  - (イ) 移住起業家
    - (1)③の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、次の a 又は b のいずれかに規定する要件を満たしていること。

a 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

b 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

② 支給の決定

①の申請を受理した転入先市町村は、当該申請が(1)の要件を満たしているか否かを審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うとともに、決定した内容を愛知県移住支援金支給決定通知書(様式3-1)又は愛知県移住支援金不支給決定通知書(様式3-2)により当該申請者に通知するものとする。

③ 支給請求

②の支給決定通知を受けた者(以下「受給者」という。)は、転入先市町村が別に指定する期限までに、愛知県移住支援金請求書(様式4)を転入先市町村へ提出するものとする。

④ 支給

③の請求書を受理した転入先市町村は、移住支援金を請求者に支給するものとする。

⑤ 支給額

移住支援金の支給額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とする。

⑥ 支給方法

移住支援金は、申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。

⑦ 申請の撤回

申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、愛知県移住支援金支給申請撤回届出書(様式5)を転入先市町村に提出するものとする。

⑧ 支給決定通知書の再交付

(ア) 再交付の申請

受給者は、移住支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、愛知県移住支援金支給決定通知書再交付申請書(様式3-3)を転入先市町村に提出しなければならない。

(イ) 再交付の決定

①の申請を受理した転入先市町村は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに愛知県移住支援金支給決定通知書【再交付】(様式3-4)により、申請者に交付する。

(3) 住居等の変更に係る届出

① 受給者

(ア) 定期

受給者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、(2)①に規定する愛知県移住支援金支給申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(様式6-1)により転入先市町村に届け出るものとする。

(イ) 随時

受給者は、愛知県移住支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は

変更となることが分かったときは、(ア)の届出時期に関わらず、遅滞なく、愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(様式6-1)により転入先市町村に届け出るものとする。

② 受給者が就業する法人

(ア) 定期

受給者が就業する法人は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、(2)①に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】(様式6-2)により転入先市町村に届け出るものとする。

(イ) 随時

受給者が就業する法人は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、(ア)の報告時期に関わらず、遅滞なく、愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】(様式6-2)により転入先市町村に届け出るものとする。

(4) 移住支援金の返還

転入先市町村は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、当該受給者に移住支援金の全額または半額の返還を請求することができるものとする。

また、返還を請求する市町村は、愛知県移住支援金返還通知書(様式7)により当該受給者に通知するものとする。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に転入先市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 上記(1)②(ア)ただし書きに規定する要件に該当する受給者の勤務地(就業場所)が、移住支援金の申請日から1年以内に転入先市町村以外へ変更となった場合

(オ) 創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転入先市町村から転出した場合

(5) 移住支援金の返還免除

① 免除の申請

受給者は、(4)に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、愛知県移住支援金返還免除申請書(様式8)及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、(3)①に規定する届出書と併せて転入先市町村に申請書等を提出するものとする。

② 免除の要件

転入先市町村は、受給者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、愛知県の同意を得た上で、移住支援金の返還を免

除できるものとする。

### ③ 愛知県の同意

①の申請を受理した転入先市町村は、返還免除の可否を決定後、愛知県移住支援金返還免除等同意申請書（様式9）により、その決定内容について愛知県の同意を求めるものとする。

また、愛知県は、当該市町村から同意を求められたときは、同意の可否を愛知県移住支援金返還免除等同意通知書（様式10-1）又は愛知県移住支援金返還免除等不同意通知書（様式10-2）により当該市町村へ通知するものとする。

### ④ 免除決定等の通知

①の申請を受理した転入先市町村は、③による愛知県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を愛知県移住支援金返還免除承認通知書（様式11-1）又は愛知県移住支援金返還免除不承認通知書（様式11-2）により当該申請者に通知するものとする。

## （6）移住支援金の支給・返還に係る情報共有

参加市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに愛知県に共有することとする。

また、愛知県は、創業支援事業における「起業支援金」の交付決定に関する情報について、速やかに参加市町村に共有することとする。

## 2 マッチング支援事業

### （1）マッチングサイトの開設・運営

愛知県は、次の①に定める要件を満たす移住支援金対象法人の求人情報を掲載する等のため、「あいちUIJターン支援センター」のホームページを改修し、第4の2に規定するマッチングサイトとして開設・運営する。

#### ① 移住支援金対象法人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア） 地方版総合戦略に掲げる産業力強化及び地域活性化等に資する業種又は人手不足が顕著である業種として、別紙に掲げる業種に該当する法人であること。
- （イ） 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- （ウ） 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- （エ） みなし大企業でないこと。
- （オ） 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員を採用する法人を除く。）ではないこと。
- （カ） 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在すること。
- （キ） 雇用保険の適用事業主であること。
- （ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- （ケ） 条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人でないこと。

(2) 移住支援金対象法人の選定

愛知県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金対象法人の登録申請者は、申請書(様式12)に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を、愛知県がマッチングサイトの運営を委託する事業者(以下「サイト運営事業者」という。)に提出する。

② 登録

サイト運営事業者は、①の申請が(1)①の要件に該当することを確認した後、愛知県の承認の下に、速やかに移住支援金対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

愛知県は、移住支援金対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、必要に応じて、以下の取組を行うものとする。

① 愛知県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催

② 愛知県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

③ 愛知県が委託した人材紹介会社等による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動(求人広告・採用ページ作成等)支援者の養成のための研修会の開催

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

愛知県は、マッチング支援事業における対象法人及び掲載求人情報について、参加市町村に共有することとする。

(事業実施期間)

第6 移住支援事業及びマッチング支援事業の実施期間は、第2に基づき内閣総理大臣から認定された地域再生計画に記載する事業実施期間とする。

(財政措置)

第7 愛知県は、「愛知県首都圏人材確保支援事業費補助金交付要綱」に基づき、参加市町村が移住支援事業を実施するために必要な経費を補助するものとする。

(協力)

第8 愛知県と参加市町村は、移住支援事業及びマッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業及びマッチング支援事業の実施に必要な事項は、愛知県と参加市町村が協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成31(2019)年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元（2019）年5月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和元（2019）年8月23日から実施する。

附 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から実施する。ただし、第5の1（1）①（ア）の規定は、令和2（2020）年4月1日以降の転入者について適用し、令和2（2020）年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3（2021）年1月1日から実施する。



別表 1

参加市町村
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

別表 2

移住者の居住地と就業先が同一市町村であることを要件とする参加市町村
岡崎市、春日井市、豊川市、刈谷市、犬山市、江南市、稲沢市、大府市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、北名古屋市、長久手市、東郷町、大口町、扶桑町

参考	移住支援金の対象となる法人の業種(中分類)	
	大分類	中分類
農業、林業	農業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業(園芸サービス業を除く)、園芸サービス業
	林業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)、林業サービス業
漁業	漁業(水産養殖業を除く)	海面漁業、内水面漁業
	水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)
建設業	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業(舗装工事業を除く)、舗装工事業、建築工事業(木造建築工事業を除く)、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
	職別工事業(設備工事業を除く)	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業
	設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業(さく井工事業を除く)、機械器具設置工事業
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
	繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業(和式を除く)、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹、とうを含む)
	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業
	化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業
	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、コークス製造業、舗装材料製造業
	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業
	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業
	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業
	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろろ鉄器を除く)、金属線製品製造業(ねじ類を除く)、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
	はん用機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業
	生産用機械器具製造業	農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
業務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業	

参考	移住支援金の対象となる法人の業種(中分類)	
大分類	中分類	参考:主な小分類、細分類
	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業
製造業	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業
	自動車・同附属品製造業	自動車・同附属品製造業
	輸送用機械器具製造業(自動車・同附属品製造業を除く)	鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
	家具・装備品製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業
	プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)
	ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、工業用革製品製造業(手袋を除く)、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業
	その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業
情報通信業	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
	インターネット付随サービス業	インターネット付随サービス業
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業
運輸業、郵便業	鉄道業	鉄道業
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業
	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業
	水運業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業
	航空運輸業	航空運送業、航空機使用業(航空運送業を除く)
	倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)、冷蔵倉庫業
	運輸に付随するサービス業	港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業
	郵便業(信書便事業を含む)	郵便業(信書便事業を含む)
	卸売業、小売業	各種商品卸売業
	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業(衣服・身の回り品を除く)、衣服卸売業、身の回り品卸売業
	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業
	機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業
	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業

参考 大分類	移住支援金の対象となる法人の業種(中分類)	
	中分類	参考:主な小分類、細分類
	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業
卸売業、小売業	機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
	その他の小売業	家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業
	無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業
不動産業・物品賃貸業	不動産取引業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業
	不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	広告業	広告業
	技術サービス業(他に分類されないもの)	獣医学、土木建築サービス業、計量証明業、写真業、機械設計業、商品・非破壊検査業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業
	飲食店	食堂、レストラン(専門料理店を除く)、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店
	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業
	娯楽業	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場
医療、福祉	医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業
	社会保険・社会福祉・介護事業	児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業
サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
	自動車整備業	自動車整備業
	機械等修理業(別掲を除く)	機械修理業(電気機械器具を除く)、電気機械器具修理業、表具業
	その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、他に分類されない事業サービス業、警備業
	その他のサービス業	集会場、と蓄場、他に分類されないサービス業